

# 秋田市文化創造館指定管理者募集要項

令和2年3月

秋田市

企画財政部企画調整課

## 目次

1	指定管理者に管理を行わせる目的.....	1
2	指定管理者が行う業務.....	1
3	指定管理の期間.....	1
4	管理運営に要する経費.....	1
5	申請をする団体に必要な資格.....	2
6	申請の手続き等.....	3
7	提案を求める内容（申請書等の記載要領）.....	4
8	選定方法等.....	7
9	指定管理者の指定.....	7
10	協定の締結.....	7
11	開館準備業務委託.....	8
12	令和2年度の指定管理業務の取扱い.....	8
13	オープニング特別期間の取扱い.....	8
14	スケジュール.....	9
15	その他.....	9

秋田市文化創造館（以下「創造館」という。）の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）および秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）の規定により、次のとおり指定管理者を公募する。

## 1 指定管理者に管理を行わせる目的

市民との協働の取組を積み重ねながら、市民の創意工夫を創造館の運営に柔軟に反映し、本市の文化力および市民の創造力を生かして新たな価値を生み出し、未来に向けた文化を創造する活動（以下「文化創造活動」という。）の拠点として創造館を機能させるため、指定管理者に管理を行わせるものとする。

## 2 指定管理者が行う業務

秋田市文化創造館条例（令和2年秋田市条例第3号。以下「創造館条例」という。）第16条の規定に基づき、次の業務を行うこととする。業務の詳細は「秋田市文化創造館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

- (1) 創造館における文化創造活動の企画、実施および支援ならびに市民協働による文化創造のまちの実現に資する催しの企画および運営に関すること
- (2) 創造館の利用の許可に関すること
- (3) 創造館の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること
- (4) 創造館の利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関すること
- (5) 創造館の施設、附属設備等の維持管理に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が創造館の管理運営上必要と認める業務

## 3 指定管理の期間 令和3年3月下旬から令和6年3月31日まで

（指定管理の開始日は令和2年6月に決定する予定）

## 4 管理運営に要する経費

- (1) 管理運営に要する収入は、市が指定管理者に支払う指定管理料、施設および附属設備の利用料金収入、その他の収入によるものとする。
- (2) 利用料金は、地方自治法第244条の2第8号の規定により、指定管理者が自らの収入として収受するものとする。
- (3) 施設の利用料金は、創造館条例第4条第2項に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- (4) 附属設備の利用料金は、別添4「利用料金を設定する附属設備」に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- (5) 指定管理料は、市が想定する管理運営に必要な経費と利用料金収入見込みとの差額（以下「指定管理料基準額」という。）を上限とし、申請者からの提案内容を基本

- に市と協議の上、毎年度締結される年度協定書により予算の範囲内で定める。
- (6) 令和2年度の指定管理料基準額は、20,811千円とする。
  - (7) 令和3年度以降の指定管理料基準額は、年額127,426千円を予定し、毎年度、予算の範囲内で定める。
  - (8) 指定管理料の全額および指定管理者が収受する利用料金は、消費税および地方消費税の課税対象となる。
  - (9) 指定管理料基準額の内訳は、別添3「指定管理料基準額算定表」を参照すること

## 5 申請をする団体に必要な資格

### (1) 有資格条件

申請者は、法人その他の団体であって、秋田市内に本店又は支店等を有すること。ただし、共同企業体にあつては、次の条件をすべて満たすこと

ア 共同企業体とは、部分的な業務提携等により、複数の団体で構成された団体を指す。この場合、構成団体は書面により協定を締結し、代表となる団体を定めること

イ 共同企業体の代表となる団体は、秋田市内に本店又は支店等を有する法人であること

ウ 共同企業体の構成団体は、単独又は他の共同企業体の構成団体となって重複して申請することはできない。

エ 共同企業体として申請する場合、構成する全ての団体において書面により協定を締結すること

オ 協定（「10 協定の締結」参照）に関する責任は、共同企業体の構成団体すべてが負うこと

### (2) 欠格事項

ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項の規定に該当する団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない団体（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 市の指名停止措置を受けている団体

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手續きが開始されている団体

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手續きが開始されている団体

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手續きが開始されている団体

キ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴

- 力 団員又は暴力団と密接な関係を有する団体
- ク 市税に滞納がある団体

## 6 申請の手続き等

### (1) 参加表明書の提出

- ア 提出書類 指定管理者の指定を受けようとする団体は、「参加表明書兼誓約書（様式第1-3号）」および「団体の概要書（様式第1-4号）」を提出すること  
共同企業体として参加する場合は、「参加表明書兼誓約書」に加えて、「共同企業体構成書兼委任状（様式第1-5号）」および構成するすべての団体の「団体の概要書」を添付すること
- イ 提出期間 令和2年3月23日（月）から4月10日（金）まで  
（土・日を除く）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- ウ 確認通知 市は、参加表明書の提出があった場合は、「5 申請をする団体に必要な資格」について確認し、その結果を通知する。

### (2) 質問事項の受付

- ア 提出書類 募集要項および仕様書の内容に関する質問があるときは、「質問票（様式第1-7号）」に記入の上、提出すること（質問票以外による質問や問合せには応じない。）
- イ 提出期間 令和2年3月23日（月）から4月10日（金）まで  
（土・日を除く）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- ウ 回答方法 質問者の団体名等を伏せて、秋田市のウェブサイト（広報ID：1024146）に随時掲載する。

### (3) 申請書等の提出

- ア 提出書類 参加表明書を提出した団体は、「指定管理者指定申請書（様式第1号）」等を次の順序に従いファイル等に綴じて書類を提出すること

指定管理者指定申請書（様式第1号）
公の施設の管理に関する事業計画書（様式第1-1号）
公の施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第1-2号）
<u>定款、規約又はこれらに類する書類</u>
<u>法人にあっては、登記事項証明書</u>
<u>平成29・30年度の損益計算書又はこれらに準じる書類</u>
<u>平成29・30年度の貸借対照表又はこれらに準じる書類</u>
<u>平成29・30年度のキャッシュフロー計算書又はこれらに準じる書類</u>
<u>平成29・30年度の財産目録又はこれらに準じる書類</u>

法人の印鑑証明書（申請書提出日から3か月以内のもの）  
市税に係る完納証明書（申請書提出日から3か月以内のもの）

※ 書類は、原則として日本工業規格A列4番とすること

※ 共同企業体にあつては、下線の書類について、構成するすべての団体の書類を提出すること

イ 提出期間 令和2年3月23日（月）から4月24日（金）まで  
（土・日を除く）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ 提出部数 正本1部、副本10部を提出すること（副本は複写可）

※ 市が必要と認める場合は、提出書類の内容について説明や追加資料を求めることがある。

(4) 提出場所 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市企画財政部企画調整課新文化施設整備担当

(5) 提出方法 郵送又は持参すること。郵送による場合は、締切日必着

※ 提出後の提出書類の変更および追加は認めない。

(6) 著作権の帰属等

ア 事業計画書等、申請者が提出する書類の内容に含まれる著作権は、申請者に帰属するものとする。

イ 提出書類については、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公文書公開の対象となる。

ウ 市は、指定管理者の選定結果の公表等必要な場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(7) その他留意事項

ア 申請にあつては、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例および同条例施行規則（平成17年秋田市規則第43号）の内容を了承の上、申請すること

イ 提出書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。

ウ 提出書類は、法令に基づいて保護される第三者の権利を侵害しないこと

エ 申請に要する費用は、申請者の負担とする。

オ 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しない。

カ 「参加表明書兼誓約書（様式第1-3号）」を提出した後、参加を取り下げの場合は「辞退届（様式第1-6号）」を提出すること

7 提案を求める内容（申請書等の記載要領）

指定管理者の選定にあたり、次の事項について提案を求め、その内容を審査する。

管理運営に要する経費の算定にあつては、別添3「指定管理料基準額算定表」を参考とすること

(1) 公の施設の管理に関する事業計画書（様式第1－1号関係）

ア 管理運営の基本方針

指定管理者として管理運営を行う上で、創造館の設置目的の効果的な達成に向けた管理運営の方針を示すこと

- 本市における文化創造活動の現状と課題および市民協働による文化創造のまちの実現を図るための創造館の役割についての認識を明らかにした上で、それを管理運営にどのように反映していくか、その基本的な考え方を含めること
- 市民の幅広い文化活動の場として、また、すべての人に開かれたまちの居場所として、市民に親しまれる施設とするためにどのように取り組んでいくか、その基本的な考え方を含めること
- 指定管理者制度によることで、公の施設として公平性を確保しながら、効率性その他の効果をどのように上げていくか、その基本的な考え方を含めること

イ 管理運営に関する業務の実施計画

(ア) 人員配置・業務執行体制

創造館の特性を十分に理解した上で、指定管理業務を適切に遂行できるよう、具体的な職員数、勤務形態、業務シフト等を想定して、人員配置および業務執行体制を提案すること

- 指定管理業務に関する総括責任者は、常勤職員とすること
- 開館時間中は、利用申請等の受付だけでなく、原則として市民の相談等にも対応できる体制とすること
- コーディネーターは、創造館における事業展開や芸術文化ゾーン（秋田市中心市街地活性化基本計画（第2期計画））の文化施設等との連携を図ることができる能力を有する者を採用すること
- 指定管理料基準額の算定にあたっては、運営管理計画（参考資料1「運営管理計画」参照）の体制を基本に、総合ディレクター（非常勤）1名、ディレクターおよびコーディネーター10名、臨時職員3名の職員配置を想定している。

(イ) 利用料金・減免制度等

創造館の指定管理は利用料金制を採用することから、収益性を勘案して条例に定める範囲内で利用料金プランを提案すること

- 利用料金の提案にあたっては、利用者の利便性の向上等を目的として、パッケージ料金、割引制度、減免制度等を設定できるものとする。
- 収支計画よりも多くの利用料金収入があった場合でも、差額の精算および指定管理料の減額を行わない。ただし、超過した利用料金収入の一定割合を事業費に充てるなど、市民への利益還元に努めること

(ウ) 事業の企画・運営（事業計画）

創造館条例第16条第1号の指定管理者が行う業務として、運営管理計画の六つの事業展開イメージに沿って実施する事業の計画を提案すること

- 指定管理料基準額の算定にあたっては、以下の事業を実施する場合を想定している。実際に実施する事業は指定管理者の提案をもとに指定管理者と市が協議して決定するので、以下の事業例にとらわれることなく、仕様書「第5 事業の企画・運営に関する業務」に基づいて提案すること
  - a 空間の提供…図書コーナー設置、空間演出、屋外イベント用品整備
  - b 機会の提供…読書会、講演会、哲学カフェ、交流会
  - c 創造支援事業…市民企画事業のアイデア公募および実現支援、意見交換掲示板設置、市民企画会議
  - d 創造実験事業…プラン公募および公開、長期制作活動の公開
  - e 地域連携…周辺施設と連携した事業の実施、芸術文化ゾーン内におけるイベントへの協力
  - f 情報発信・アーカイブ…ウェブサイト運営、ニュースレターおよび記録誌発行
- 「事業パートナースペース」については、仕様書「第6 事業パートナースペースの運営に関する業務」に基づき、カフェおよびショップの事業展開に対する基本的な考え方を提案すること

ウ 個人情報の保護に関する事項

指定管理業務の実施にかかる個人情報の収集および適正管理の方法について具体的に示すこと

(2) 公の施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第1－2号関係）

指定管理業務の実施にかかる収支計画を明らかにした上で、市が指定管理者に支払う指定管理料を示すこと

- 指定管理料の額は、指定管理料基準額を超えないこと
- 利用料金収入は、稼働率を想定し、前項で提案する利用料金プランにより積

算すること

- 利用料金以外の施設および設備の利用に係る費用を利用者から徴してはならない。ただし、事業の実施に伴う参加料、助成金、寄付金等により別に収入を得ることができるものとする。
- 支出は、指定管理者が提案する人員配置、事業計画の実施に要する経費等を積算すること

## 8 選定方法等

### (1) 指定管理者の選定

秋田市文化創造館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者からの提出書類を基に審査し、指定管理者候補者および次点候補者を選定する。

### (2) 審査基準

審査基準項目および審査ポイントは、別添1「審査の基準」に基づくものとする。

### (3) 審査の方法

ア 資格要件については、あらかじめ市が書類審査により確認する。

※ 資格要件を満たさない申請者は、委員による審査から除外する。

イ 選定委員会では、申請者からのプレゼンテーションおよび委員の質疑を行う。

ウ イの終了後、別添1「審査の基準」に基づき、委員による審査で候補者を選定する。

### (4) 選定委員会の開催予定日

令和2年5月15日（金）

選定委員会の詳細については、参加表明書を提出した団体に別途通知する。

### (5) 選定結果

書面により通知するとともに、市のウェブサイト（広報ID：1024146）に指定管理者候補者以外の提案者名を伏せて選定結果を掲載する。

## 9 指定管理者の指定

選定された指定管理者候補者は、秋田市議会の議決を経て指定管理者に指定される。

## 10 協定の締結

指定された指定管理者は、提案内容を基本に、創造館を適正かつ円滑に管理運営するために必要となる詳細な事項について市と協議を行い、協定を締結して業務を実施する。

協定は、指定管理期間全体の基本的事項を定めた「基本協定」ならびに年度ごとの指定管理料および事業実施にかかる事項を定めた「年度協定」とし、協定の主な内容は次のとおりとする。

なお、市と指定管理者との協議により協定の内容を変更する場合がある。

### (1) 基本協定の主な内容

- ア 管理運営業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 管理運営業務を行うにあたって保有する個人情報保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ モニタリングに関する事項
- カ その他

(2) 年度別協定の主な内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること
- イ 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関すること
- ウ その他

11 開館準備業務委託

指定管理者は、令和2年7月1日（水）から開館日の前日までの期間、次のとおり開館準備業務を行うこととする。なお、本業務の実施にあたり、前項の協定とは別に業務委託契約を締結するものとする。

- (1) 指定管理業務に従事する職員の確保
- (2) 附属設備、物品の設置等、施設設備の使用準備
- (3) 施設管理のマニュアル、書式、システム類の整備
- (4) 職員研修等の習熟訓練
- (5) 事業計画の作成および準備
- (6) 開館イベントの準備
- (7) 広報物（チラシ、ウェブ等）の作成およびPR活動の実施
- (8) その他開館までに必要な準備

12 令和2年度の指定管理業務の取扱い

令和2年度の指定管理期間は1か月に満たないことから、事業内容および事業費については、指定管理者に指定された後、市と協議して決定する。

13 オープニング特別期間の取扱い

令和3年3月下旬の開館から一定期間（6か月程度の予定）は、オープニング特別期間として、本市が文化創造プロジェクトのリーディング事業を実施する予定であり、この期間は、指定管理者の事業の実施等が制約されることが予想される。

令和3年度の事業計画および指定管理料の調整等については、指定管理者に指定された後、市と協議して決定することとし、「7 提案を求める内容」の作成にあたっては、オープニング特別期間の影響を考慮しないで提案することとする。

#### 14 スケジュール

令和2年3月23日(月)	公募開始
令和2年4月10日(金)	参加表明、質問事項の提出期限
令和2年4月24日(金)	申請書の提出期限
令和2年5月15日(金)	選定委員会（プレゼンテーション）
令和2年6月下旬	指定管理者の指定の議決（6月市議会定例会） 指定管理業務に関する基本協定締結
令和2年7月1日(水)	開館準備業務委託開始 （指定管理業務の開始の前日まで）
令和3年2月	令和2年度指定管理業務に関する年度協定締結
令和3年3月下旬	指定管理業務の開始

#### 15 その他

- (1) 審査にあたり、必要に応じて、提出書類の内容に関するヒアリングを実施する場  
合がある。
- (2) 創造館は現在工事中のため、現地確認はできない。
- (3) 指定管理者に選定された後、指定管理者に指定することが著しく不相当と認めら  
れる事情が生じたときは、指定管理者に指定しない場合がある。この場合、業務の  
準備のために支出した費用について、市は一切補償しない。